

令和四年十月二十一日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質二一〇第四号

令和四年十月二十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員原口一博君提出令和四年度の予備費使用及び臨時会召集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出令和四年度の予備費使用及び臨時会召集に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

「令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用」（令和四年九月二十日閣議決定）については、新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、ウクライナ侵略の長期化等により原油価格や物価が高騰するといった令和四年度予算の編成時点においては予見し難かった事態に対して、時機を逸することなく、国民の命と暮らしを守る観点から必要な施策に係る予算の不足に緊急に対処するため決定したものであり、憲法第八十七条第一項の「予見し難い予算の不足」に該当するものと考えている。

また、御指摘の臨時会（第二十回国会）の召集の決定については、令和四年八月十八日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を受け、内閣として臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、臨時会の召集時期について与党とも相談しながら対応を検討し、同年九月二十八日の閣議において、同年十月三日に臨時会を召集する旨を決定したものである。